

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第5号

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県職員の共済制度に関する規則（昭和36年鳥取県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>鳥取県職員の共済制度に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県職員の共済制度に関する条例（昭和36年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、<u>条例の施行に</u>関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（規約の承認申請）</p> <p><u>第2条</u> 略</p> <p>（報告）</p> <p><u>第3条</u> 略</p> | <p style="text-align: center;"><u>鳥取県職員の共済制度に関する規則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県職員の共済制度に関する条例（昭和36年10月鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、<u>同条例の施行に</u>関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（掛金）</p> <p><u>第2条</u> 会員の掛金の額は、給料月額（給料が日額で定められている者にあつては、日額に22を乗じた額）に1,000分の8を乗じて得た額とする。</p> <p>（規約の承認申請）</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>（報告）</p> <p><u>第4条</u> 略</p> |

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。